

関東検査部千葉事務所及び埼玉事務所が特別街頭検査を実施

－ 不正改造車37台に対し運輸支局より整備命令書を交付 －

自動車技術総合機構関東検査部千葉事務所及び埼玉事務所は、関東運輸局千葉運輸支局、埼玉運輸支局、軽自動車検査協会及び各県の警察と連携し、不正改造車を排除するための特別街頭検査を実施しました。

その結果、計67台の車両を検査し、違法な灯火器の取付け、騒音基準を満たさないマフラーの取付け、回転部分の突出、最低地上高の不足等の不正改造があった計37台に対し、道路運送車両法に基づき、各県の運輸支局より整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

◎実施場所及び日時

- ①【千葉】 アクアライン海ほたるパーキングエリア
令和8年7月18日(土) 21:00～令和8年7月19日(日) 0:00
- ②【埼玉】 東北道上り線蓮田サービスエリア
令和8年7月19日(日) 22:00～令和8年7月20日(月) 2:00

◎検査車両台数 67台（内訳 四輪車63台、二輪車4台）

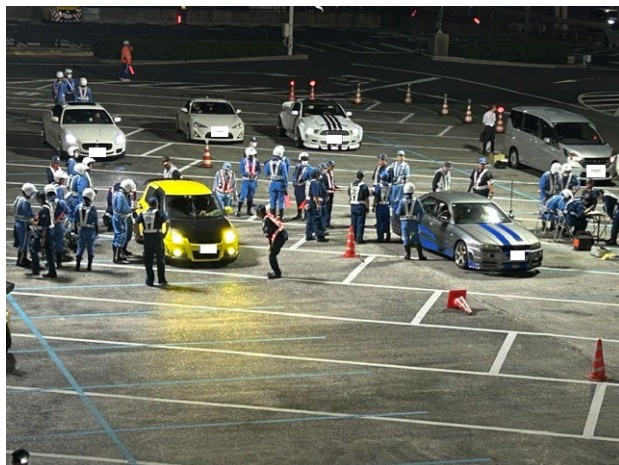
- ①【千葉】 海ほたるパーキングエリア 37台（内訳 四輪車のみ）
- ②【埼玉】 蓮田サービスエリア 30台（内訳 四輪車26台、二輪車4台）

◎うち、整備命令書交付台数 37台（内訳 四輪車33台、二輪車4台）

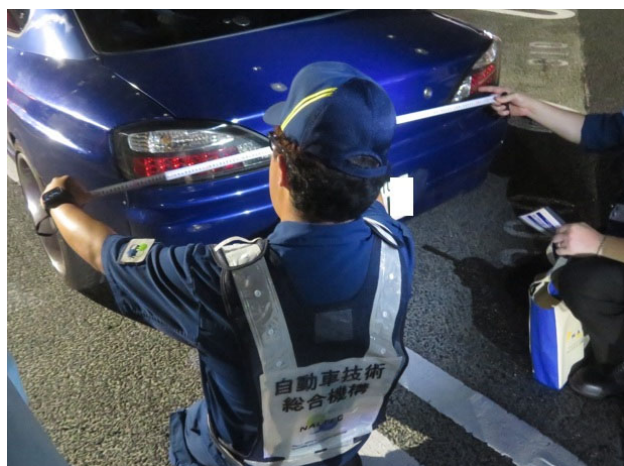
- ①【千葉】 海ほたるパーキングエリア 27台（内訳 四輪車のみ）
- ②【埼玉】 蓮田サービスエリア 10台（内訳 四輪車6台、二輪車4台）

◎主な不正改造内容 違法な灯火器の取付け、騒音基準を満たさないマフラーの取付け、回転部分の突出、最低地上高の不足等

(アクアライン海ほたるパーキングエリア)



(東北道上り線蓮田サービスエリア)



お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話 03-5363-3441 (代表)

FAX 03-5363-3347